

香川県警察警備実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第7号

香川県警察警備実施規則の一部を改正する規則

香川県警察警備実施規則（平成12年香川県公安委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(通信の組織との協力)	(通信の組織との協力)
第3条 警備実施に当たっては、 <u>中国四国管区警察局四国警察支局香川県情報通信部</u> と密接に連絡協力し、一体的に活動を行うものとする。	第3条 警備実施に当たっては、 <u>四国管区警察局香川県情報通信部</u> と密接に連絡協力し、一体的に活動を行うものとする。
(機動隊の任務)	(機動隊の任務)
第13条 略	第13条 略
2 管区機動隊は、警備実施の中核部隊として治安警備、災害警備、雑踏警備等に当たるとともに、 <u>中国四国管区機動隊</u> としての編成計画に基づき、他の都道府県公安委員会の援助の要求に応じて、その管理の下に、当該都道府県の管轄区域において警察活動に当たるものとする。	2 管区機動隊は、警備実施の中核部隊として治安警備、災害警備、雑踏警備等に当たるとともに、 <u>四国管区機動隊</u> としての編成計画に基づき、他の都道府県公安委員会の援助の要求に応じて、その管理の下に、当該都道府県の管轄区域において警察活動に当たるものとする。
3 略	3 略
(年間情勢判断)	(年間情勢判断)
第15条 警察本部長は、毎年末、警察庁長官及び <u>中国四国管区警察局長</u> の年間情勢判断の要旨に基づき、翌1年間の香川県における警備実施に必要な年間情勢判断を行い、その要旨を警察署長に通知するものとする。	第15条 警察本部長は、毎年末、警察庁長官及び <u>四国管区警察局長</u> の年間情勢判断の要旨に基づき、翌1年間の香川県における警備実施に必要な年間情勢判断を行い、その要旨を警察署長に通知するものとする。
2 略	2 略
(施設及び装備資器材等の整備)	(施設及び装備資器材等の整備)
第22条 略	第22条 略
2 警察本部長は、装備資器材等の不足が生じる場合に備え、警察庁、 <u>中国四国管区警察局</u> 、他の都道府県警察及び自衛隊その他の関係機関との相互援助又は協定等に基づき、装備資器材等の支援又は借り入れについて、必要によりあらかじめ措置しておくものとする。	2 警察本部長は、装備資器材等の不足が生じる場合に備え、警察庁、 <u>四国管区警察局</u> 、他の都道府県警察及び自衛隊その他の関係機関との相互援助又は協定等に基づき、装備資器材等の支援又は借り入れについて、必要によりあらかじめ措置しておくものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。